

愛知県救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業補助金 交付要綱

(通 則)

- 第1 愛知県の交付する、救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和2年6月16日付け厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

- 第2 この補助金は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

(補助事業者)

- 第3 補助事業者は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、愛知県地域保健医療計画に定める小児救急中核病院及び小児基幹病院のうち、疑い患者の診療を行う医療機関として知事が適当と認めて、県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関とする。

(補助対象及び補助額の算出方法)

- 第4 この補助対象事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 設備整備等事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

(2) 支援金支給事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産

期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給する。また、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に対する加算を行う。

2 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を補助額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 事業ごとに別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

(申請手続)

第5 この補助金は、原則、概算額で申請を行うものとする。概算額での申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

なお、精算額での申請を行うことも妨げない。

(1) 補助金等交付申請額算出調書（様式第2）

(2) 事業予算書（様式第3）

(3) 資金収支計画書（様式第4）

(4) 救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策計画書（様式第5）

(5) その他参考となるべき書類

(申請の取り下げ)

第6 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7 知事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書（様式第6）を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合は、変更交付申請書（様式第7）により速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(2) 補助事業等の内容の変更をする場合は、変更交付申請書（様式第7）により速やか

に知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等の遂行が予定の期間内に完了しない場合又は困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、県の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(補助金の交付)

第9 補助金の交付方法は、原則、概算払とする。概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、速やかに補助金交付請求書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金の交付は、補助事業者が指定した銀行等への口座振込により行う。
ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

(実績報告)

第10 補助事業が完了したときには、速やかに補助事業等実績報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金等精算書（様式第10）
- (2) 事業精算書（様式第11）
- (3) 救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策実績報告書（様式第12）
- (4) その他参考となるべき書類

(補助金等の額の確定)

第11 知事は、第10の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第13）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の確定額が、交付決定額を上回る場合、補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金の交付は、補助事業者が指定した銀行等への口座振込により行う。

3 補助金の確定額が、交付決定額を下回る場合の取扱いについては、規則第17条第2項に準じる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12 補助完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告(様式第14)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

(不交付要件)

第13 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、支給すべき補助金を支給せず、又は支給した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1)申請書に偽りの記載をして、補助金の交付決定を受けたとき
- (2)当該補助金をその目的以外の目的に使用したとき

(財産の管理等)

第14 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第15 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産、その従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(一括下請負の禁止)

第17 補助事業者は補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(契約の締結)

第18 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(その他)

第19 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

別 表

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
設備整備等事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な 需要費（消耗品）及び備品購入費） 1床当たり 133,000 円 ・個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、 フェイスシールド） 1人当たり 3,600 円 ・簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400 円 ・簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 <p>※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000 円 ・H E P A フィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000 円 ・消毒経費 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000 円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000 円 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>10 分の 10 以内</p>
支援金支給事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99 床以下の医療機関 20,000,000 円 ・100 床以上の医療機関 30,000,000 円 ・以降 100 床ごとに 10,000,000 円を上限額に追加 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に 10,000,000 円を加算 		

※ 設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

※ 支援金支給事業については、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。